

提 言

子育て支援のあり方

～子どもの育ちと向かい合う～

大西文子 (日本赤十字豊田看護大学看護学部小児看護学)

I. はじめに

子育て支援については、健やか親子21の課題「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」の中の1つ「虐待による死亡数の減少傾向」という目標に示されている。その対策は市町村に一元化され、今や国を上げての使命となっている。その背景には、昭和50年頃より始まった合計特殊出生率から示される少子化現象の進行や児童相談所に届けられる児童虐待数の増加がある。なお、「少子化現象」という名称が一般的に使用されているが、ここ数年変動が少ないものの合計特殊出生率は「1.39」となって少子現象は明らかであり、「化」を除いて「少子現象」と呼ぶべきである。

さて、子育てとは、人間として生きる術が身につくように、子どもの自立を促すことである、と考える。その子育ての基本は他ならぬ「子を想う愛」であると思う。

しかし、虐待防止法の成立や改正が行われ、公的や民間によってその支援がされているものの、ご承知のように児童相談所に届けられる児童虐待数は増加の一途をたどっている。生後3か月の赤ちゃんをあやしても泣き止まないのでもうしたらよいかわからず、マンションのベランダから落とす、洗濯機の中に放り込む、などして死亡させてしまったニュースは記憶に遠いが、今や赤ちゃんを産み落としたままの嬰兒殺しが数年後に発覚したり、長時間子どもを放置するなどの報道があとを絶たない。子どもへの愛情がなく子育てをしている結果であるのか、と問わずにはいられない。

日本の虐待防止対策の現状と課題、子育て支援などを振り返り、子育てに必要な対応を明らかにしてみたい。

II. 児童虐待の防止対策と課題

1. 児童虐待防止の対策事業

平成12年の虐待防止法の成立から平成20年まで3回の改正を経て、現在では、行政の役割と責務および地

域の専門職種の役割に加えて、一般住民の役割などが明確にされている。その内容を表1に示した。

虐待の予防として、公的機関では健康診査・相談の際の母親の受け入れや乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）、民間では児童虐待防止ネットワークによる名古屋市などの「CAPNAによる電話相談」が行われている。

なお、児童相談所の設置は、児童相談所数=206ヶ所（平成23年12月20日現在）のうち、一時保護所数=128ヶ所（平成23年12月20日現在）であり、約半数となっている。47都道府県では、兵庫県・奈良県・和歌山県のうち、児童相談所数は兵庫県が8ヶ所と多いが、一時保護所数は1ヶ所となっている。

しかし、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加している。特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件もあとを絶たない状況において、児童虐待

表1 児童虐待防止における役割

虐待対策	公的および民間における具体策
虐待の予防	・ 公的機関…健康診査・相談の際の母親の受け入れ ・ 民間児童虐待防止ネットワーク （名古屋市：CAPNAによる電話相談） ・ 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）
虐待の早期発見	・ 医療機関、保育園・学校において虐待を疑わせる徴候の観察 ・ 虐待防止法による医療・教育機関および一般市民の通告の義務 ・ 警察署長に対する援助要請 ・ 児童の安全確認等のための立ち入り調査の強化
虐待への対応	①虐待の疑いのある場合、養育支援訪問事業 ②児童相談所に通告 ③児童相談所による調査 ④児童相談所での判定・処遇決定 ⑤保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 ⑥被虐待児の一時保護 ⑦親の在宅指導または親子分離（施設入所） ⑧面会・通信制度規定の整備 ⑨子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化 ⑩ファミリーホーム事業 ⑪児童自立生活援助事業 ⑫児童養護施設における虐待発見者通告義務

問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要である。これらの総合的な対策が地域に根付き、効果的に実施されていくためには、援助関係者を含む各界各層の幅広い国民の理解を深めていくことが不可欠とされた。

そこで、厚生労働省によって、平成23年度「児童虐待防止推進月間(11月)」の取り組みが行われた(図1)。「守るのは気づいたあなたのその勇気」という標語が入った児童虐待防止推進月間等周知のためのポスター・リーフレットが作成され、47都道府県、市町村、学校、警察その他関係機関および関係団体等に幅広く配布し、国民に向けての広報啓発が行われた。

このような対策が打ち出された結果、ようやく一般住民が児童虐待の可能性があるまたは確実に児童虐待であると直感した際に通報する連絡先が明らかとなった。しかし、筆者は、仕事上、市町村、学校、警察その他関係機関および関係団体等に出掛けることが多いが、このようなポスターをあまり目にしたことはない。市町村の自治体の回覧や広報、最寄りの駅構内などに周知徹底されたのであろうか。

一方、欧米ではすでに虐待者(保護者)の親業復帰に対するケア対策が行われているが、日本ではこの支援が手つかずの状態であり、今後の課題である。



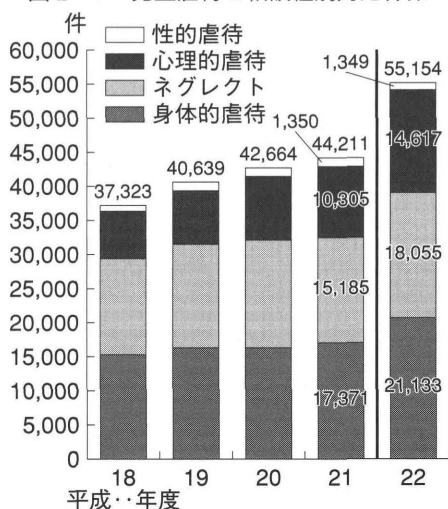
図1 「児童虐待防止推進月間」標語

どころか、児童相談所に届けられた児童虐待数は、平成22年度には5万件を超え、増加の一途をたどっている。詳細は、図2に示した。虐待者の内訳をみると、驚くことに、実の父母が増加してきており、一層子育て支援への課題が大きい。

Ⅲ. 子育て支援

子育て支援として、子育て支援事業の現状と課題か

図2-1 児童虐待の相談種別対応件数



注：平成22年度は、東日本大震災の影響により宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

図2-2 児童虐待相談の主な虐待者別構成割合

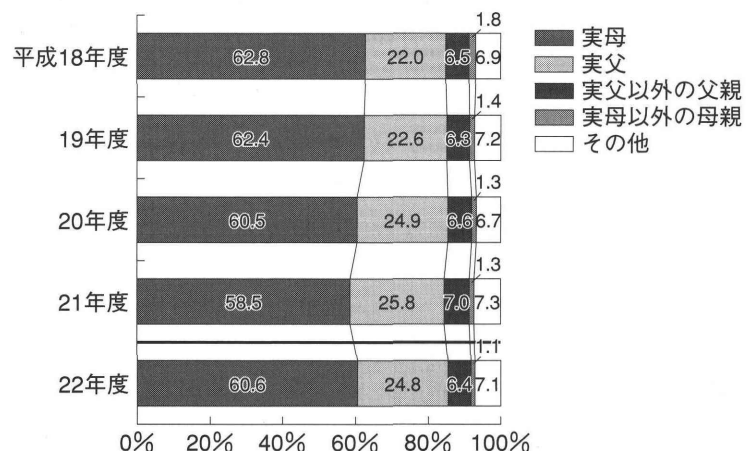


図2 児童相談所に届けられた児童虐待件数とその内訳(資料：平成22年厚生労働省)

ら見えてきた、「子どもとのかかわりは楽しい」から、子育ては「子どもの育ちと向かい合う」が基本ではないかについて、述べる。

1. 子育て支援事業

厚生労働省では、①地域子育て支援拠点事業、②乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、③養育支援訪問事業、④ファミリー・サポート・センター、⑤放課後児童健全育成等、⑥乳幼児と中・高校生のふれあい事業、⑦児童委員・主任児童委員、⑧地域組織活動、⑨児童手当制度、⑩児童福祉文化財、などを次世代育成支援対策交付金に計上し、実施主体を市町村として展開している。

これらの事業の内容は、本学術雑誌を手にとられる方であれば、小児保健福祉教育に関係される方であり、把握されていると信じ紙面の関係で割愛する。これらの実施状況は、表2に示した。①②では実施率90～100%以上と高く、児童虐待および安心安全な子どもの遊び場確保などの目的のために早急な目標達成がされたと思われるが、都道府県において温度差があるのでHPを参照してほしい。しかし、③は約60%、④は約40%と低く、マンパワーを必要としているためと推測される。また、⑥乳幼児と中・高校生のふれあい事業は、市町村レベルで行われているわけではなく、神戸市や佐賀県唐津市・山梨県市川三郷町および京都市などがモデル組織で行っている段階であり、今後の課題である。特に、現代女性のライフサイクルでは、結婚しても子どもはつくらない、結婚しない¹⁾という女性がいる。しかし、乳幼児と中・高校生のふれあい事業に参加した、将来、子どもを産み育てていく世代となる現在の中・高校生における体験談をまとめる

と、「それまで結婚もしたくないし子どももいない」と思っていたが、保育所の子どもとかわってからは子どもはかわいく子どもとのかかわりは楽しい、そして結婚して子どももほしいと思うようになった。」とあった。

この「子どもとのかかわりは楽しい」という感覚が、子育てを楽しみながら行うことができる、基本ではないかと考えられ、大変重要であると感じている。

そこで、なぜ、中・高校生が「子どもとのかかわりは楽しい」と感じられたのか、が大切なことであると考える、整理してみた。

2. 「子どもとのかかわりは楽しい」

子どもは、生まれて半年余りの間、お腹が空いてもおっぱいをもらうために自分自身で母親のそばにさえも行くことができず、啼くばかりである。しかし、おむつを替え、抱いてやれば泣き止み、授乳すれば安心して眠る。赤ちゃんが啼くのをやめるのは、これらの世話が適切な対応であったからである。今から10年ほど前、「ベビーサイン まだ話せない赤ちゃんに話す方法²⁾」という書籍が出版され、新米ママたちの間で大変ブームになったことを記憶にある方も多いと思う。ブームになった理由は、啼くことしかできない赤ちゃんが、なぜ啼いているのか、その理由は何なのか、を探るマニュアル本が欲しいことであったように思う。少子現象影響により、子どもとのかかわりの体験が少ない世代が親となって、子どもとのかかわり方がわからないのもうなずける。

しかし、赤ちゃんは成長発達とともに、啼くばかりでなく、世話をしてくれる人に対し目と目を合わせ笑うようになる、これを社会的微笑というが、これができるようになるのは生後3か月頃である。そして、この時期になると啼く動作は、空腹時ばかりでなく、不機嫌でぐずぐず言う、怒って強く啼く、など感情が加わって複雑化してくる。また、欲求を言葉で表現できるようになる。例えば個人差は大きい、「眠たい。お茶が飲みたい。」などと訴えることは3歳頃にできるようになる。このような感情や欲求を理解できるようになるためには、日々の世話の中にある「子どもとのかかわり」が重要である。子どもの成長発達における寝返り・お座り・つかまり立ち・よちよち歩きなどの発達段階・経過は同じであるが、成長発達の速さは速い・ゆっくりなどがあり、その個人差は明白に一人

表2 子育て支援事業実施状況

実施市町村割合 (%)		備 考
地域子育て支援拠点事業	121.6	資料：平成22年度（平成23年度は、東日本大震災により調査を実施できなかった市町村もあるため）
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	89.2	
養育支援訪問事業	59.2	
ファミリー・サポート・センター	34.7	
放課後児童健全育成	89.3	
乳幼児と中・高校生のふれあい事業	2.3	

資料：厚生労働省 子育て支援

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html>
より作成

ひとり異なる。赤ちゃんは「あれは何か?」と自分で手に届くのが可能となるなど行動できるようになると情緒も安定してくる。先述した、「ベビーサイン」は、一般的な乳幼児の欲求を示すしぐさや行動の規準であり、乳幼児は日々世話を受ける人や環境の影響を受けるため、この書籍はあくまでも参考にしかならないと考える。子育ては、この子どもの成長発達していく過程を見守ることに他ならない。赤ちゃんや幼い子どもは、自己中心的であり、周囲の状況など配慮できないのが当たり前である。例えば、母親が熱があるなど動けない状態であっても、赤ちゃんはその母親を思いやることなく空腹であれば「おっぱいが欲しい。」と授乳を受けるまで泣き止まない。その一方で、世話を受けることで特定の人である母親などに対して笑うようになる。その笑みは、天使のように人々を幸せにしてくれる。その喜びを楽しみとして、子育ては成り立っているのではないだろうか。

つまり、子育ては、「子どもとのかかわりは楽しい」という感情をもつことができるように、支援できることが基本であるように思う。

そこで、「子どもとのかかわりは楽しい」と感じられるための工夫として、「子どもの育ちと向かい合う」ことが重要であると考ええる。

3. 「子どもの育ちと向かい合う」こと

子どもの育ちと向かい合うための基本は、子どもを理解することである。なぜならば、子どもは大人と違う³⁾ために、子育てをする親は自分自身が子どもであったにもかかわらず、すでに生育期を完了し社会に適応する「人間」として一定の基準に到達しており、子ども期の早く大きくなりたいという思いは記憶に

あってもその背後にある些細なこと（子どもにとっては大きな意味があるが、大人から観るととるに足らないこと）は忘れてしまっているからである。

このような複雑な子どもを理解するということは、少子現象による子どもとかかわる体験が少ない現在あるいは将来的な子育て世代には必須である。その対策としては、現在の子育て支援対策における、⑥乳幼児と中・高校生のふれあい事業にみる「子どもを理解すること」の啓発活動が必要であると考ええる。

具体的には、現在の子育て世代には、母子保健事業における「妊娠期の母親学級・父親学級における子どもの理解の強化」などを行うことも必要であろう。また、将来的な子育て世代には、現在の子育て支援においてモデルとして行われている「乳幼児と中・高校生のふれあい事業」が、モデルとしてではなくなるべく早期に、全国的な市町村で実施される必要を感じている。

文 献

- 1) 岡本裕子, 松下美和子編. 女性のためのライフサイクル心理学. 福村出版, 1994: 15.
- 2) Linda Acredolo, Ph.D and Susan Goodwyn, Ph. D 原作, たきざわあき編訳, 小澤えりさ・ひらい絵. ベビーサイン まだ話せない赤ちゃんとは話す方法. 径書房, 2002.
- 3) 相良敦子. モンテッソーリ教育 理論と実践. 学習研究社, 1998: 17.
- 4) 厚生労働省. 子育て支援 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html>.
- 5) 財団法人厚生統計協会編. 厚生 の 指標 増刊 国民福祉の動向. 2009; Vol.56 No.12.